

桶川市学習支援室設置及び管理運営要綱

（設置）

第1条 桶川市立小・中学校（以下「学校」）における不登校及び不登校の傾向がある児童生徒（以下「児童生徒」という。）に対して、自立と学校生活への適応に向けて寄り添った関わりを持ち、児童生徒の学校及び教室への復帰を支援し、及び児童生徒の居場所づくりを行うため、学習支援室を設置する。

（設置場所等）

第2条 学習支援室は、桶川市教育委員会が指定する学校内に設置し、各学校長が管理する。

（開室日及び開室時間）

第3条 学習支援室の開室日は各学校の課業日とし、開室時間は各学校の実態を考慮して各学校長が設定する。

（業務）

第4条 学習支援室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童生徒の自主的な学習の支援に関すること。
- (2) 児童生徒の社会的自立に向けての支援に関すること。
- (3) 児童生徒の人間関係づくり、各所との連携づくり等の支援に関すること。
- (4) その他各学校長が必要と認める事項に関すること。

（専任職員の配置等）

第5条 児童生徒の学習支援室の利用に当たり、学習支援室専任職員（以下「専任職員」という。）を配置する。

- 2 専任職員は、学校教育、教育相談等に理解がある者の中から、桶川市教育委員会が任命する。
- 3 専任職員の従事時間及び服務は、桶川市会計年度任用職員に関する規

則等に定めるところによる。

4 専任職員に対する報酬は、職務への従事につき、毎年度予算の範囲内において支給する。

(専任職員の職務内容)

第6条 専任職員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 児童生徒への学習の支援を行うこと。

(2) 児童生徒の状況について、担任、学年主任、さわやか相談員、スマイル相談員及びスクールカウンセラーと情報共有を図ること。

(3) 関係会議に出席するとともに、関係機関及び関係者と連携を図ること。

(4) その他学習支援室の運営に関し必要な業務を行うこと。

(庶務)

第7条 学習支援室の庶務は、各学校において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、学習支援室の運営及び専任職員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

本要綱の一部を改正し、令和6年4月1日より施行する。